平成２６年（フ）第１７５９号
横浜市戸塚区俣野町1403番地
破産者　有限会社野島設備工業
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０１８号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町298番地８
シュロス保土ケ谷208号
破産者　有限会社エム・エス物流
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７号
長野県伊那市境1946番地　マイタウン伊那608号、破産開始決定時の住所長野県伊那市日影468番地２
破産者　中村　雅信
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第３８号
長野県伊那市日影468番地
破産者　中村　和夫
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２８２号
岐阜市早田栄町４丁目20番地
破産者　有限会社ジークリーン
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２８３号
岐阜市洞763番地２
破産者　野々村　等
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３７７号
大津市南志賀３丁目１番27号
破産者　有限会社ムラキ
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１０１号
京都市上京区今小路通御前通西入紙屋川町1038番地27
破産者　太陽建設工業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５０４号
京都府宇治市木幡南山９番地の393、前住所京都市右京区太秦下刑部町18番地１　アテナリー右京405号
破産者　磯俣　豪志
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９７３号
京都市南区吉祥院池ノ内町56番地
破産者　有限会社松山工作所
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９４号
京都市山科区厨子奥矢倉町34番地７
破産者　東洋建物株式会社
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３７５号
奈良市油阪地方町６－４満足館ビル２Ｆ
破産者　株式会社レジェンド
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４１３号
岡山市北区青江１丁目13番61号シリアス青江Ⅱ101号、住民票上の住所岡山市南区福富西３丁目２番32号
破産者　井上　慎司
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６６号
広島市中区上幟町１番17号
破産者　有限会社ルアナ
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４号
香川県東かがわ市三本松719番地１
破産者　有限会社司クリエイト
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２０号
熊本市南区城南町隈庄401番地
破産者　火の国酒造株式会社
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５９号
大分市大字古国府625番２
破産者　有限会社ティー・ケイプランニング
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１４号
長崎県佐世保市下本山町1176番地１、前住所長崎県佐世保市中里町447番地
破産者　松下　英子（旧姓下野）
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９１８号
大阪府茨木市郡３丁目28番８号　グリーンヤード202号、前住所大阪府高槻市塚原２丁目12番11号
破産者　新関　　博
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４２７号
大阪市東成区東中本２丁目３番３―404号、前住所大阪市中央区材木町３番８号
破産者　岡田　文一
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部